

# JIS

## 造船用語—機関—補機器

JIS F 0023 : 2002

(JMSA)

(2007 確認)

平成 14 年 5 月 7 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 船舶技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	有川 彰 一	財団法人日本船舶標準協会
(委員)	岡 實	財団法人日本海事協会
	小林 修	社団法人日本舟艇工業会
	立石 学	運輸施設整備事業団
	増田 恵	社団法人日本船主協会
	村上 陽 一	社団法人日本電機工業会
	山下 暁	社団法人日本舶用工業会
	渡邊 勝 世	日本小型船舶検査機構
	木内 大 助	国土交通省海事局
	伊藤 茂	国土交通省海事局
	桐 明 公 男	社団法人日本造船工業会

---

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：昭和 50.2.1 改正：平成 14.5.7

官 報 公 示：平成 14.5.7

原 案 作 成 者：財団法人 日本船舶標準協会（〒171-0031 東京都豊島区目白 1 丁目 3-8 造船技術センタービル 3 階  
TEL 03-3984-9051）

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 杉浦 賢）

審議専門委員会：船舶技術専門委員会（委員長 有川 彰一）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は国土交通省海事局技術課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2 丁目 1-3 TEL 03-5253-8111（代表）]、経済産業省産業技術環境局標準課 産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1 TEL 03-3501-1511（代表）] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人日本船舶標準協会（**JMSA**）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS F 0023** : 1985 は改正され、この規格に置き換えられる。

## 目 次

	ページ
1. 適用範囲 .....	1
2. 分類 .....	1
3. 用語及び定義 .....	1
解説 .....	15
索引 .....	20

## 造船用語—機関—補機器

### Shipbuilding—Glossary of terms—Machinery— Auxiliary machinery and equipment

1. 適用範囲 この規格は、造船用語(機関)のうち、補機器の用語について規定する。

2. 分類 用語の分類は、次による。

a) ポンプ

- 1) 燃料油関係
- 2) 潤滑油関係
- 3) 清水関係(冷却清水, 清水, 飲料水, 温水)
- 4) 給水及び復水関係(ドレン, 循環水を含む。)
- 5) 海水関係(冷却海水, 循環水, 消防, バラスト)
- 6) その他のポンプ

b) 熱交換器

c) 空気機器(圧縮機, 通風機, 送風機, 空調, 空気だめ)

d) 造水装置関係

e) 油清浄機及び油水分離器

f) その他の補機

3. 用語及び定義 用語及び定義は、次による。

なお、参考のために対応英語及びその英文略語を示す。

備考 定義の欄の記号①及び②は、その用語がそれぞれタービン船及びディーゼル船だけに使用されることを示す。